

令和4年第11回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年12月1日(木) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、飯塚 巧作
- 4 欠席者 加賀谷 得子
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第62号 選挙人名簿に登録することについて
議案第63号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第30号 登録の移替えをした者について
報告第31号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第32号 選挙権を有する者の3分の1の数について
報告第33号 専決処分した事項について
協議第7号 投票率向上のための投票区等の運営方針について(継続)

午前9時00分

石井書記長 本日、加賀谷委員から欠席する旨連絡をいただいておりますので、ご報告します。それでは第11回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

嶋田委員長 初雪ということで、めっきり寒くなってまいりました。加えて、コロナについても、第8波が到来し、かなり猛威を振るっているということで、相変わらずと言いますか、油断できない状況が続いております。お互いに気を付けながら頑張っていきたいと思ひます。

本日は、12月定時登録関係議案のほか、継続審議の協議案件がございますので、審議の程よろしくお願ひします。

議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と田村委員にお願ひいたします。それでは案件に入りたいと思ひます。

石井書記長 申し訳ございませんが、別業務の都合上、ここで退席させていただきます。委員の皆様、どうぞよろしくご審議くださるようお願ひします。

(石井書記長退席)

嶋田委員長 それでは、案件の議案第62号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第62号は、12月定時登録において、選挙人名簿に新たに登録することについてお諮りするものでございます。

 基準日ですが、本日12月1日となっております。

 1の新有権者登録は、登録基準日までに18歳に到達した方を登録するものです。前回の9月定時登録において平成16年9月2日生まれまでの方を登録していますので、平成16年9月3日から平成16年12月2日までに生まれた方が今回の対象となります。人数は、男12人、女6人、計18人です。

 2の転入登録については、登録基準日時点で、転入から3ヶ月以上継続して三種町に居住している有権者を登録するものです。前回登録において令和4年6月1日までの転入者を登録していますので、令和4年6月2日から令和4年9月1日までに転入し、継続して居住している方が今回の対象となります。人数は、男19人、女21人、計40人です。

 よって、12月定時登録における登録者総数は、男31人、女27人、合計58人となります。

 対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2～3頁に記載しております。

 説明は以上です。

嶋田委員長 はい。名簿に58人追加となるということです。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 何も無いようですので、議案第62号は原案どおり決定します。
 次に、議案第63号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第63号は、12月定時登録において、選挙人名簿から抹消することについてお諮りするものでございます。

基準日は、登録と同じく本日12月1日です。

1の死亡抹消は、9月定時登録から今回の登録までに亡くなられた方を選挙人名簿から抹消するものです。前回登録で令和4年8月31日までに死亡の届出があった方を抹消していますので、今回は令和4年9月1日から令和4年11月30日までに届出のあった方が対象となります。人数は、男44人、女40人、計84人です。

2の転出抹消は、三種町から転出後4ヶ月を経過した方を選挙人名簿から抹消するものです。前回登録で令和4年4月30日までの転出者を抹消していますので、今回は令和4年5月1日から令和4年7月31日までに転出した方が対象となります。人数は、男22人、女22人、計44人です。

よって、12月定時登録における抹消者総数は、男66人、女62人、合計128人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の4～6頁、転出抹消は7～8頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。128人が名簿から抹消ということです。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、議案第62号を原案どおり決定することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第30号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第30号は、町内転居による投票区の移替えを行った者について報告するものでございます。

基準日は、同じく本日12月1日です。

9月定時登録で8月31日までの町内転居に係る移替えを行いましたので、今回の報告の対象は、9月1日から11月30日までの町内転居された方となっております。人数は、男12人、女15人、計27人です。

対象者については、別冊名簿の9～10頁に掲載しております。
報告は以上です。

嶋田委員長 はい。名簿人数には影響は無いものの、投票区に変更があった方が27人いたとのこと。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。無いようですので、報告第30号は以上といたします。
続きまして、報告第31号と報告第32号は、関連性がございますので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第31号は有権者の50分の1の数を、報告第32号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案4頁の選挙人名簿登録者数増減表に記載のとおり、今回の名簿登録者数は、13,654人です。したがって、これを50で除した数は、5頁に記載のとおり274となり、3で除した数は、6頁に記載のとおり4,552となります。

報告は以上です。

嶋田委員長 はい。報告第31号、第32号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、報告第31号、第32号については、以上といたします。

定時登録関係は以上ということで、続きまして、報告第33号「専決処分した事項の報告について(欠格者の表示)」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第33号は、選挙権を有しなくなった者について選挙人名簿に表示を行いましたので、そのことをご報告するものです。

別紙をご覧ください。記載のとおり、選挙権の停止を確認しましたので、選挙人名簿に表示を行っております。

報告は以上です。

嶋田委員長 ご質問等ございますか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、報告第33号は以上とします。

続きまして、協議案件に移ります。協議第7号「投票率向上のための投票区等の運営方針について(継続)」です。事務局から事前に配られた資料には皆さん目を通していただいているかと思いますが、事務局からの説明等も踏まえて、協議を進めたいと思います。説明をお願いします。

石井書記 はい。お配りしている事務局案をご覧ください。

【事務局説明概要】

○案1

前回提示した案。利用者100人を基準に再編を検討したもの。

○案2

投票所の有権者が1,000人程度となるよう再編を検討したもの。

○案3

投票所の有権者が1,500人程度となるよう再編を検討したもの。

15投票区程度にという前回の指示を踏まえ、有権者数を基準に案2、案3を作成。現在、一番有権者が多いのが鹿渡北投票区で、1,200人程度だが、現行の事務体制で十分対応できている。1,500人程度までは問題ないと考えている。

前回説明した共通投票所の設置(鹿渡北、大町、鶴川)、ふれあいバス無料化のほか、再編により廃止となった投票所に移動期日前投票所を設置し(半日程度で1回を想定)、投票支援を実施する。

説明は以上です。

嶋田委員長 今の事務局案も踏まえながら、投票区等の運営方針について協議したいと思います。ご意見等ございますか。

(投票区等の運営方針について協議)

【協議概要】

○決定事項

案2をベースに、次回の選挙管理委員会（3月1日）で再編計画の原案を決定する。

○個別意見

- ・案2でおおむねよいのではないか。
- ・案3は変化が急すぎて反発が心配。
- ・豊岡は金光寺への統合で問題無いか。
 - 地理的な問題もあるため、大町に統合することも検討したが、金岡地区でまとめるのが適当と判断。共通投票所が設置できれば大町でも投票可能（事務局）。
- ・移動期日前投票所は回数を増やすことも考えられるのではないか。共通投票所と合わせて利便性の向上をアピールし、町民の理解を得たい。
- ・再編の対象とした、又はしなかった投票区の選定理由をどう説明するか、特に釜谷が気になる。

○原案を決定する上で次回検討したい事項

- ・移動投票所の在り方

事務局案では、時間は半日で、回数は1回ということであったが、もう少し増やすことは可能か。

- ・釜谷投票所の扱い

案2では釜谷は再編の対象としていないが、釜谷よりも有権者の多い投票所が再編の対象となっている。

釜谷も再編の対象とするか、又は対象としない理由の整理が必要ではないか。

○今後のスケジュール

令和5年3月 再編計画（原案）決定

～11月 議会、自治会等への説明、パブリックコメント

12月 再編計画策定

嶋田委員長

それでは、協議第7号は以上とします。

本日の議案審議は以上ですが、委員の方から何かございますでしょうか。無ければ、その他として事務局からお願いします。

田村書記

はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長　それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。
す。どうもありがとうございました。

午前10時3分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____